## 建築分野における中長期的なあり方に関する意見箱へのご意見

## ■お寄せいただいた意見

(令和7年10月8日18時時点)

No.	立場	大分類	小分類	具体的な意見・提案
140.	<u>-1</u> -7/3	77.73 AR	13 73 AA	THE TOOLS OF THE PARTY OF THE P
1	施工者	2. 人材確保•育成	④維持管理	建築基準法12条の特定建築物調査者にて、アスベスト調査も含まれますので、その観点から一般アスベスト事前調査者や1級建築施工管理技士も調査者の中に入れては如何でしょうか。マーケットのボリュームからするとそろそろ必要かと思います。ご検討の程お願い致します。
2	施工者	2. 人材確保・育成	②施工	1.BIM教育に関してですが、現在は設計レベル(建築確認申請)レベルまで進捗しているようですが、施工レベルに行くのはいつ位になりそうですか?ロードマップは如何でしょうか?又補助金はあるようですが、教育面での有資格は何か検討しておられますか?施工側は学習し、仕事に活用できる見込みがわかりません。分かりやすい明確な結論をそろそろはっきりしてください。
3	プレカット(CAD含む)設備メー カー	2. 人材確保・育成	⑤その他	建築経験としてカウントされる業務を、同様に管理建築士へ挑戦できる経験としてもカウントするよう改正を行っていただきたいです。
4	建物所有者(オーナー)	5. 建築物の質	®その他 遮音基準	今年度より、住宅における「断熱性能値の適合義務化」が開始されますが、同様に住宅における「遮音性能」についても基準値を設定し、達成を義務付けることを提言します。
5	施工者	2. 人材確保・育成	②施工	建築分野についての教育カリキュラムを組み幼児から小中高へと継続して教え、同時に成人たる保護者の意識も変えるような施策を国をあげて取り組んでもらいたい。特に施工についてはマイナスイメージが強いのであらゆる方向で力をいれるべきである。
6	行政職員	6. 持続可能な市街地	②良好な市街地 環境の確保(用 途規制や形態規 制等のあり方)	道路行政など各分野横断となるが、市街地への車両乗り入れ規制をすべきと考える。 車両は幹線道路をメインに、市街地については許可車両や公共交通、グリーンスローモ ビリティなどの活用を導入すべきと考える。
7	建物利用者	5. 建築物の質		集合住宅の中長期の修繕計画に対して、情報入手が容易に入手可能である管理会 社の部門が工事の規模に対して工事企画設計業務の委託料請求について違法性は ありませんか?

<sup>※</sup>No.は意見の提出順に附番している。第7回懇談会以降に提出があったものは、26番以降のもの

No.	立場	大分類	小分類	具体的な意見・提案
8	設計者	2. 人材確保・育成	⑤その他	建築基準法施行令や告示等の全文を、誰もが正確に検索・閲覧できる形でオンライン 公開してほしい。 AIを用いた法令相談が普及する中で、体系的な法令データ整備は実務者・学習者双 方にとって重要です。
9	行政職員を得て、現建設コンサル	2. 人材確保・育成	①設計・計画	区役所で道路工事の設計、発注を担当していた。国や都道府県の業務や工事を受注しているような業者はいいが、区役所レベルのコンサルや建設会社は、レイヤの整ってない図面、道路構造令を知らず道路設計をしている等、酷いレベルで職員がほぼやり直している。
10	設計者	4. 地球環境問題	①省エネ・脱炭 素	昨今の省エネ、断熱の方向性はこれ以上法制化すると行き過ぎた法律になると思われる。様々な建物があって良いし特に住宅は個性がないといけないと思う。それを断熱の為に日本古来の伝統がなくなる方向を向いている。又、日本のCO2排出量は世界の3%に過ぎない。問題はアメリカと中国にある。
11	元指定確認検査機関の職員	1. 既存ストックの活用	活用促進(ストック活用の隘路の解決)	ストック活用の隘路の一因として、建築基準法上の遡及対応の困難さが挙げられる。 1/20以下かつ50㎡以下の小規模増改築の緩和もあるが、昨今の建築物の大型化を 踏まえると緩和の範囲に収めることは困難と思われる。また、用途変更では面積に関わら ず法87条3項の準用規定は原則遡及となる。さらに、旧法第38条認定を受けた建築 物に対する増築等・用途変更における遡及に対しては現実的に対応できない。
12	施工者	1. 既存ストックの活用	②活用促進 (価値の向上・ 創出)	大規模改装に対する補助金や助成金は充実していますが、もっと小〜中規模改装に対する補助金を使いやすくした上で拡充してほしいです。 また、省エネに関する補助ばかりではなく、建物の長寿命化に関わる防水や塗装にも補助が出れば使いやすくなるかと思います。

<sup>※</sup>No.は意見の提出順に附番している。第7回懇談会以降に提出があったものは、26番以降のもの

■お寄せいただいた意見

(令和7年10月8日18時時点)

No.	立場	大分類	小分類	具体的な意見・提案
13	行政職員	2. 人材確保・育成	③審査	特定行政庁(特行)のあり方 建築確認の民間開放で特行への確認申請は激減しました。特行も人材確保、手数料 収入減、DX推進経費確保など課題は山積です。民間確認審査機関も300以上ある 特行への対応に苦慮しています。限定特行は廃止が続いています。特行を担う意義は 各市様々ですが、どう維持していくかは共通課題です。特行の廃止、継続、広域化など 将来に向けた対応を各市の実情に応じ選択できるよう方針をお示しください
14	設計者	6. 持続可能な市街地	②良好な市街地 環境の確保(用 途規制や形態規 制等のあり方)	用途制限における条文との対応が分かりやすい具体例示の提示をお願いします。
15	施工者	2. 人材確保・育成	③審査	厚生労働省の定義における労働保険料の事業主に関する規定についての見直し
16	施工者	2. 人材確保•育成	⑤その他 (労務費明記 関係について)	現在計画中の労務費を見積に記載する件について、増額交渉と減額対象に関するルールを検討願います。
17	施工者	2. 人材確保・育成	⑤その他 (建設キャリア アップ)	建設キャリアアップカードのマイナンバーカードやスマートフォンアプリとの一体化
18	施工者	3. 新技術·新材料	③施工	BIM支援のさらなる推進
19	施工者	4. 地球環境問題	①省エネ・脱炭 素	外皮・PAL(Perimeter Annual Load)計算の対象建物の見直し。
20	施工者	2. 人材確保・育成	⑤その他	運送費の増額部分に対する負担者の見直しと、契約書に協議内容の追加の提案をします。

<sup>※</sup>No.は意見の提出順に附番している。第7回懇談会以降に提出があったものは、26番以降のもの

■お寄せいただいた意見

(令和7年10月8日18時時点)

No.	立場	大分類	小分類	具体的な意見・提案
21	設計者	2. 人材確保・育成	②施工	建築生産の担い手不足解消に向けた具体的な政策について、以下の事業検討をご提 案いたします 働き方改革としては①長時間労働の是正②賃金水準の引き上げ③若年層および女 性の確保・定着促進 生産性向上としては① i-Constructionの推進やBIM/CIMの活用②合理的なスキル 習得システム、デジタル技術に対応できる人材育成
22	建材商社	4. 地球環境問題	①省エネ・脱炭 素	建築物の省エネに関する施策は、どうしてISOに沿った形で製作構築できないのか? C値の重要性は謳われているのに手つかず。 建物の冷暖房負荷を基準に建物作りを推進すべきではないのか? 建物の規模により基準が変わるのもおかしい。住宅とマンション、オフィスなどは同じ基準にするべき。 ηΑC値とηΑΗ値は廃止すべき。
23	行政職員	2. 人材確保・育成	⑤その他 (行政職員の適 正化配置)	都道府県単位等で建築行政職の一括採用を行い、公社等の形で適正配置と業務の 平準化を行うことで人手・技術力不足を維持していくことを提案します。
24	行政職員	2. 人材確保•育成	③審査	行政における建築確認審査を廃止する改正を提案します。
25	行政職員	2. 人材確保•育成	①設計・計画	・建築士の数が年々減少傾向にあると思うが、試験の実施を年1回から2回に増やしてほしい。(その分合格基準を厳しくしてもかまわない。) ・建築士取得後にも、定期講習の際に試験を導入し基準点以下にペナルティ(合格するまで定期講習の更新ができない等)を設ける、ランク表示制度(上位者のみ)等、資格を取ったら終わりという意識を改革してほしい。
26	建物管理者	2. 人材確保・育成	②施工	資格取得にかかる受験費用が願書、講習受講料等、これに関する経費がかかりすぎる ため経済的に厳しい方たちは敬遠されがちになっている。上記の費用の減額見直しが必要かと思われる。

<sup>※</sup>No.は意見の提出順に附番している。第7回懇談会以降に提出があったものは、26番以降のもの